

自動車局所管の共済事業組合における取組状況

令和 5 年 4 月 1 0 日
国土交通省自動車局

目次

1. 自動車運転代行業関係・タクシー関係の共済組合について … 3
2. 全国トラック交通共済協同組合連合会について …… 6

1. 自動車運転代行業関係・タクシー関係の 共済組合について

自動車運転代行業関係の共済組合について

自動車運転代行業の関係団体として、以下2つの中小企業等協同組合があり、中小企業等協同組合法に基づき警察庁及び国土交通省が認可している。

組織概要

ジェイ・ディ共済協同組合（JD）

- 設立年 平成14年8月
- 事業概要 組合員のための運転代行保険等共済事業
- 職員数 29名
- 組合員数 4,474者
- 組合員要件 運転代行適正化法に基づき認定を受けようとする者及び認定を受けている運転代行業者であって小規模事業者（准組合員制度なし）

全国運転代行共済協同組合（ZDK）

- 設立年 平成14年8月
- 事業概要 組合員のための運転代行保険等共済事業
- 職員数 32名
- 組合員数 2,578者
- 組合員要件 運転代行適正化法に基づき認定を受けようとする者及び認定を受けている運転代行業者であって小規模事業者（准組合員制度なし）

共済事業概要

ジェイ・ディ共済協同組合（JD）

- 共済の種類 受託自動車共済、交通事故傷害共済（いずれも単年）
 - 契約保有件数 4,992件
 - 総資産 2,624,752,741円
 - 受入共済掛金 976,293,720円
 - 支払共済掛金 441,745,607円
- ⇒事業収支の差益については、法定利益準備金、特別積立金、繰り越し剰余金として処理

（令和4年3月末現在）

全国運転代行共済協同組合（ZDK）

- 共済の種類 受託自動車共済、交通事故傷害共済（いずれも単年）
 - 契約保有件数 2,483件
 - 総資産 1,280,598,421円
 - 受入共済掛金 867,048,571円
 - 支払共済掛金 525,771,749円
- ⇒事業収支の差益については、法定利益準備金、特別積立金、繰り越し剰余金として処理

（令和4年3月末現在）4

タクシー関係の共済組合について

タクシー関係について33の共済組合があり、中小企業等協同組合法に基づき、全て都道府県に認可等の権限が委譲されている。

組織概要

東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合

- 設立年 昭和47年3月
- 事業概要 組合員の交通事故による人身損害および対物損害に対する共済事業
- 職員数 23名
- 組合員数 142者
- 組合員要件 神奈川県を除く関東圏内に事業所を有するもので、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を有する法人事業者であること（准組合員制度なし）

新潟県ハイヤー交通共済協同組合

- 設立年 昭和53年8月
- 事業概要 組合員の交通事故による人身損害および対物損害に対する共済事業
- 職員数 5名
- 組合員数 83者
- 組合員要件 新潟県内に事業所を有するもので、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を有する法人事業者であること（准組合員制度なし）

名鉄タクシーグループ交通共済協同組合

- 設立年 平成16年2月
- 事業概要 組合員の交通事故による人身損害および対物損害に対する共済事業
- 職員数 2名
- 組合員数 6者
- 組合員要件 愛知県内に事業所を有するもので、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を有する法人事業者であること（准組合員制度なし）

共済事業概要

東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合

- 共済の種類 対人共済、対物共済（いずれも単年）
- 契約保有件数 対人134件、対物119件
- 総資産 5,470,000,000円
- 受入共済掛金 1,110,000,000円
- 支払共済掛金 720,000,000円
- ⇒事業収支の差益については、法定利益準備金、特別積立金を差し引き、一定以上の利益がある場合は、残金を繰り越し。
(令和4年3月末現在)

新潟県ハイヤー交通共済協同組合

- 共済の種類 対人共済、対物共済（いずれも単年）
- 契約保有件数 対人81件、対物65件
- 総資産 843,128,982円
- 受入共済掛金 92,380,700円
- 支払共済掛金 22,123,751円
- ⇒事業収支の差益については、法定利益準備金、特別積立金を差し引いてなお利益がある場合は組合員に配当し、残金を繰り越し。
(令和5年2月末現在)

名鉄タクシーグループ交通共済協同組合

- 共済の種類 対人共済、対物共済（いずれも単年）
- 契約保有件数 対人6件、対物6件
- 総資産 89,759,513円
- 受入共済掛金 8,160,000円
- 支払共済掛金 2,696,783円
- ⇒事業収支の差益については、法定利益準備金、特別積立金を差し引いてなお利益がある場合は残金を繰り越し。
(令和5年3月末現在)

2. 全国トラック交通共済協同組合連合会について

組織概要

1. 設立年月日 昭和47年8月3日
2. 本部事務局 東京都新宿区四谷3-1-8 東京都トラック総合会館5階
3. 会員数 15会員 17,495事業者（令和4年12月末現在）
4. 概要 会員の行う交通共済の危険分散と共済金支払いの円滑化のために再共済事業を行う全国団体
5. 役員 最高顧問 坂本 克己 会長 千原 武美 等(理事55名・幹事4名)

全国トラック交通共済協同組合連合会

15会員

東北交通共済協同組合

北海道トラック交通共済協同組合

三重県交通共済協同組合

新潟地方交通共済協同組合

四国交通共済協同組合

長野県トラック交通共済協同組合

兵庫県交通共済協同組合

関東交通共済協同組合

九州トラック交通共済協同組合

神奈川県自動車交通共済協同組合

岡山県トラック交通共済協同組合

近畿交通共済協同組合

南九州交通共済協同組合

H27.4.1 地方分権改革により、
運輸局所管から都道府県に権限移譲
(単独都道府県にて事業)

中部交通共済協同組合

中国トラック交通共済協同組合

※各地方組合の会員は、当該地域に事業所を有する貨物自動車運送事業者(詳細要件は組合によって異なる場合あり。)

R2.10.1 地方分権改革により、
運輸局所管から都道府県に権限移譲
(複数の都道府県に跨って事業)

各地方組合の事業概要

自賠責共済

自動車の運行によって他人を死傷させたために、自動車の保有者または運転者に人身事故に関する自賠責の損害賠償責任が発生した場合に共済金を支払う

対人賠償共済

自動車事故によって他人を死亡または負傷させて損害賠償責任を負った場合、自賠責共済(保険)で支払われる共済(保険)金を超える額について共済金を支払う

対物賠償共済

自動車事故によって相手方の自動車、家屋、電柱など他人の財物に損害を与えて、損害賠償を負った場合、共済金を支払う

車両共済

契約車両が、衝突、接触、墜落などの事故により損傷したり、盗難にあった場合などに共済金を支払う

搭乗者傷害共済

自動車事故によって搭乗中の者が死亡または負傷した場合、共済金を支払う

政府保証事業委託業務

ひき逃げ・無保険による事故の被害者に対する政府保障事業の一部を国交省より受託

再共済

ex. 自賠責を除く共済金が3億円以下の場合
共済金から〇〇円を控除した残額の50%を交協連が支払う

ex. 自賠責を除く共済金が3億円を超える場合
3億円を超える部分について、交協連が全額支払う

ex. 自賠責共済金の場合
交協連が全額支払う

交協連の事業の概要

自賠責共済・再共済事業

自動車損害賠償保障法に基づく責任共済である自賠責共済及び再共済事業(地方組合が支払う共済金の全額を負担)

対人賠償再共済

会員組合(各地方組合)が行う自動車共済事業によって負う共済責任共済の分散と、共済金支払いの円滑を期する

対物賠償再共済

会員組合(各地方組合)が行う自動車共済事業によって負う共済責任共済の分散と、共済金支払いの円滑を期する

労働災害補償共済事業

会員組合及びその組合員の従業員が労働災害によって身体に損害を被った場合に、契約者が従業員に対して支払う補償金とするため、当該損害が生じた場合に共済金を支払う

政府保証事業委託業務

ひき逃げ・無保険による事故の被害者に対する政府保障事業の一部を国交省より受託

指導・調整事業

会員組合が行う各種共済事業についての調整、業務及び会計についての指導監査

交通事故防止業務

会員組合の職員を対象に、損害査定担当者、事故防止担当者等に対し研修を行う

研修事業

会員組合が行う各種事故防止事業の助成、広報事業等

経営状況

	対人再共済事業	対物再共済事業	資産合計(円)	負債・純資産合計(円)
契約件数(件)	311,336	285,534	19,681,916,645	15,129,595,844 (負債合計)
再共済掛金収入(円)	1,928,322,000	327,331,700		4,552,320,801 (純資産合計)
支払再共済金(円)	792,569,300	26,739,000		

(令和3年度実績)

(令和3年度実績)

※事業収支の差益(対人再共済事業:約6億円(令和3年度)等)については、法人税額を支払後、剰余金処分にて法定上の積立(利益準備金等)をし、残額を、支払余力向上のため、組合積立金(内部留保)としている。

共済事業に対する監督体制

○検査等(中小企業等協同組合法第105条の4) ・業務又は会計が法令、規約、定款、共済規程等に違反する疑いがある場合(第1項)
 ・業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査(第3項)

○共済事業に係る監督上の処分(中小企業等協同組合法第106条の2)

組合員その他の共済契約書の保護を図るため必要があると認められるとき

・定款、規約、共済規程等の事項の変更または業務執行の方法の変更を命じることができる。(第1項)
 ・改善計画の提出、変更命令、業務の停止、その他必要な措置を命ずることができる。(第2項)